明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（三〇）　九
○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（三一）　三
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（三二）　六
〔政　令〕
○消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（一八三）　三六
〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（総務四六）　三七
○高齢者の医療の確保に関する法律施行規則及び医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七七）　四一
○道路運送法施行規則の一部を改正する省令（国土交通四四）　四三
〔告　示〕
○障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示（こども家庭庁・厚生労働一）　四五
○本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件（総務一九一）　七七
〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達関係　七八
裁判所
破産、免責、再生関係　九九
特殊法人等
独立行政法人国立美術館随意契約事前確認公募関係　一〇〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一〇一
会社その他
会社決算公告　一〇六

本号で公布された法令のあらまし

◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（法律第三〇号）（内閣府本府）

1　国及び地方公共団体の責務

被害者の保護に被害者の自立を支援することを含むものとした。（第二条関係）

2　基本方針及び都道府県基本計画等

(一)　基本方針の記載事項に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項を追加することとした。（第二条の二第二項第三号関係）

(二)　都道府県基本計画の記載事項に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項を追加することとした。（第二条の三第二項第三号関係）

3　配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターが行う一時保護の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとした。（第三条第五項関係）

4　協議会

(一)　都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならないものとした。（第五条の二第一項関係）

(二)　市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができるものとした。（第五条の二第二項関係）

(三)　協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとすること等とした。（第五条の二第三項～第五項及び第五条の四関係）

(四)　協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとした。（第五条の三関係）

5　保護命令

(一)　接近禁止命令等

(1)　接近禁止命令（第一〇条第一項の規定による命令をいう。以下同じ。）

被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下(1)において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下(二)において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下(二)において同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下(1)において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他の通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとすることとした。（第一〇条第一項関係）

(2)　第一〇条第二項の規定による命令

イ　第一〇条第二項の規定による命令の期間を一年とすることとした。（第一〇条第二項関係）

ロ　第一〇条第二項の規定による命令において、次の(イ)から(ホ)までの行為をしてはならないことを命ずる対象とすることとした。（第一〇条第二項関係）

(イ)　緊急やむを得ない場合を除き、連続して、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信の送信元、送信先、通